

# 12月3日(日)～9日(土)は 障害者週間です

▷問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223-3530)

## ★障害者週間

障害者週間とは、障がい者の福祉への関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

「障がい」は、その人の体や心にある「機能の障がい」と「社会的障壁」の両方できり出されています。障がいを正しく理解し、日常生活や社会活動のなかでサポートすることで、障がいのある人たちの社会参加の機会が広がります。一人一人が障がいについての知識を深め、物理的・心理的なバリアをなくしていくことが大切です。

芦屋町では障害者週間にあわせて、芦屋町図書館内に関連図書コーナーを設置し、障がい者に関する啓発を行います。

※社会的障壁とは、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなるような、制度や偏見などです。



## ★芦屋町障がい者差別解消条例を知っていますか

この条例は、平成28年に施行された障害者差別解消法を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、支え合いながら暮らせる町になることを目指して、平成31年3月に制定されました。条例では、障がいを理由とする差別を「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」と定義し、差別の解消に向けて次のことを定めています。

### ●不当な差別的取り扱いの禁止

障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、場所や時間帯などを制限すること、条件を付けることなどの行為が禁止されています。

### ●合理的配慮の提供

障がいのある人から、何らかの対応や配慮をしてほしいという意思が伝えられた場合に、個別に調整をすることです。近くに困っている人がいたら、声をかけてください。私たち一人一人が障がいを正しく理解し、障がい者差別のない町を目指しましょう。



## ★みんなで障がい者虐待を防ぎましょう

障がい者の虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。虐待をしている人の側に、それが虐待であるという認識がない場合があります。また、虐待をされている人が、虐待を受けていると認識できずに、自分から被害を訴えられない場合があります。そのため、周囲の人がこの問題を認識し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待かどうかの判断が難しい場合でも「何か困っているようだ」「様子がいつもと違う」といった“気付き”でもよいので、何かあれば情報をお寄せください。早めの気付きが問題の深刻化を防ぐきっかけになります。なお、通報や届け出をした人の情報は守られます。

# 防ごう！高齢者虐待

## ●高齢者虐待をなくすために

高齢者（65歳以上）虐待は、養護者（世話をする人）が「虐待をしている」という自覚なく行っていることが多いです。一人で、または家族で頑張りすぎていませんか。介護は、長くなるほど心身に負担がかかります。高齢者が尊厳を持って安心して暮らすために、高齢者やその家族を支援し、虐待をなくしていきましょう。

## ●高齢者虐待のサインの例

- 体にやけどや傷がみられる



- 住居が極端に不衛生だったり、異臭がしたりする

- 家から高齢者や家族の怒鳴り声や悲鳴などが聞こえる

- 「家にいたくない」「怒られる」などの訴えがある



- 急におびえたり、恐ろしかったりする



- 入浴や体を拭くなどの世話をめったにしてもらえない



- 高齢者が管理できるのにお金を使わせてもらえない



- 養護者が高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする

- 排泄に失敗した罰として、下半身を裸にさせられている

- 訪問しても高齢者に会えない、または会おうとすると養護者から嫌がられる



## ●地域で高齢者を見守りましょう

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、助け合える地域づくりに取り組んでいくことが大切です。高齢者や介護をしている人たちが孤立しないように温かく見守り、支え合っていきましょう。

介護のことを誰にも相談できずに自分だけで悩んでいませんか？

ささいなことでも相談することで、高齢者に医療や介護サービスなどの適切な対応を行うことができ、介護負担も軽くなります。無理をせず、サービスや制度を利用して負担を減らすようにしましょう。また、「虐待かもしれない」と思った場合も相談してください。秘密は守られますので安心してください。



▶問い合わせ 芦屋町地域包括支援センター（役場福祉課内）  
（☎ 2 2 3 - 3 5 8 1）